

湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画
第1回策定委員会 次第

日時：令和7年（2025年）11月7日
午後2時～

場所：サンライフ甲西 2階大ホール

1 あいさつ

2 委員の委嘱

3 委員紹介

資料1

4 委員長・副委員長の選出

5 議事

(1) 第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定について

・計画の位置づけ、計画の期間および策定の体制

資料2

・計画策定スケジュールについて

資料3

(2) アンケート調査について

資料4

6 その他

次回、策定委員会…来年4月に開催

別紙資料

・湖南省地域福祉計画策定委員会運営規則

別紙1-1

・地域福祉活動計画策定委員会要綱

別紙1-2

・附属機関等に関する基本方針

別紙2

資料 1

湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員

番号	氏名	所属	選出分野
1	村田 智美	龍谷大学社会学部現代福祉学科	学識経験者
2	森本 信吾	NPO法人 宅老所 心	学識経験者
3	溝口 弘	株式会社なんてん共働サービス	地域福祉
4	桐高 とよみ	NPO法人ぱんじー 甲賀・湖南権利擁護支援センター	権利擁護
5	梶原 峰明	湖南省民生委員児童委員協議会	地域福祉
6	小西 永子	湖南省保護司会	更生保護
7	横山 沙智世	湖南省国際協会	国際交流
8	井上 明保	湖南省青少年育成市民会議	青少年
9	井上 ひとみ	子ども・子育て未来会議	子ども・子育て
10	上野 実	湖南省障がい児者団体連絡協議会	障がい (当事者団体)
11	山崎 秀樹	社会福祉法人さわらび福祉会 ワークステーション虹	障がい (支援者)
12	渡邊 あゆみ	日枝地域包括支援センター	高齢福祉 (支援者)
13	近江 武志	ボランティア連絡協議会	ボランティア
14	西出 喜代治	柑子袋区ボランティアタクシー	移動支援
15	池田 葉子	湖南省健康推進員協議会	健康づくり
16	下田 稔	水戸学区まちづくり協議会	地域づくり
17	横井 理砂	市民公募委員	市民一般

第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画

計画の位置づけ、計画の期間および策定の体制

1 計画の位置づけ

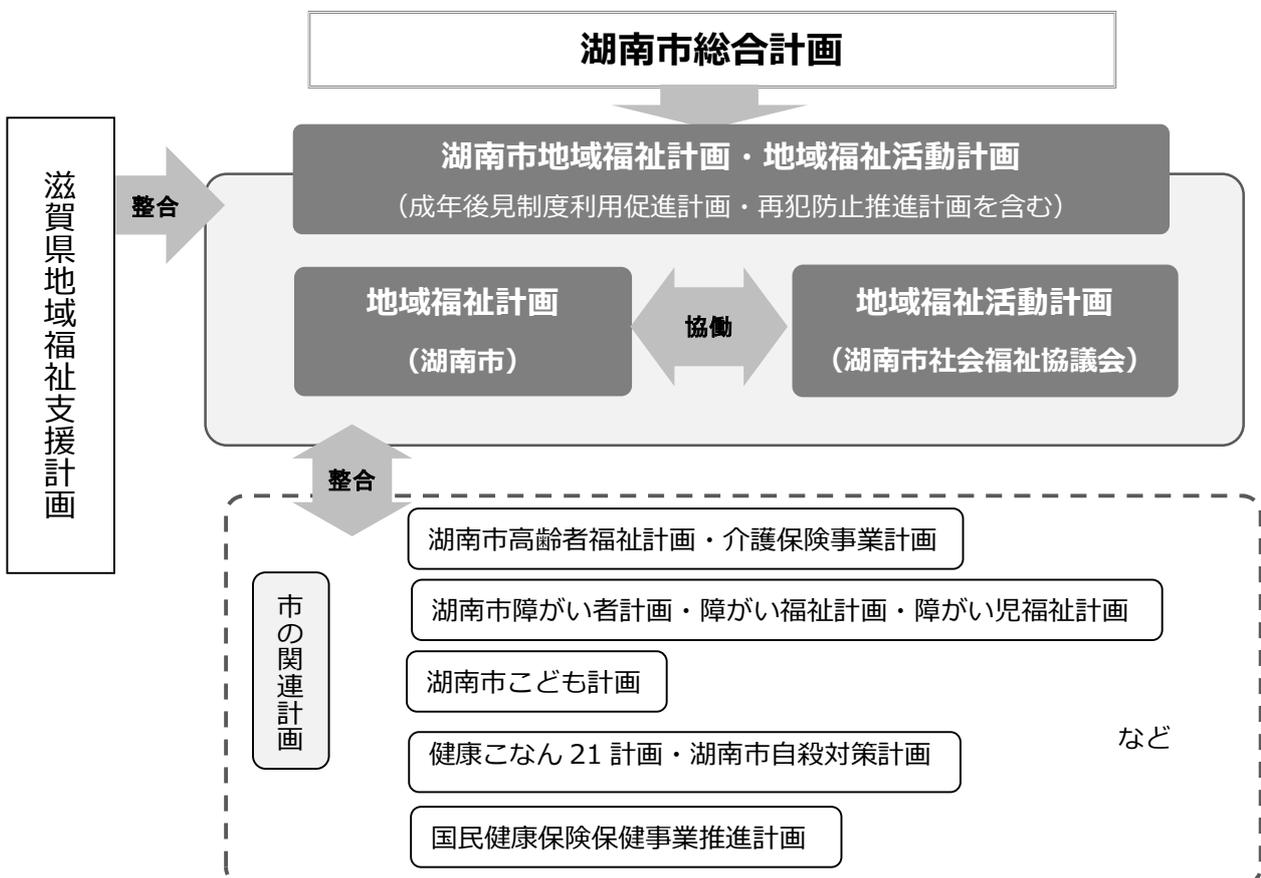
(1) 法的位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定されている行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第 109 条に基づく社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」とを一体化した計画です。

(2) 関連計画との関係

「地域福祉計画」は、市の「総合計画」に基づく福祉分野の個別計画であり、社会福祉法の改正および地域福祉計画の策定ガイドラインにより、「福祉分野の上位計画」として位置づけられています。よって、高齢者や障がい者、児童などの福祉に関する市の諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す計画となります。

■総合計画など各行政計画との関係図



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係について

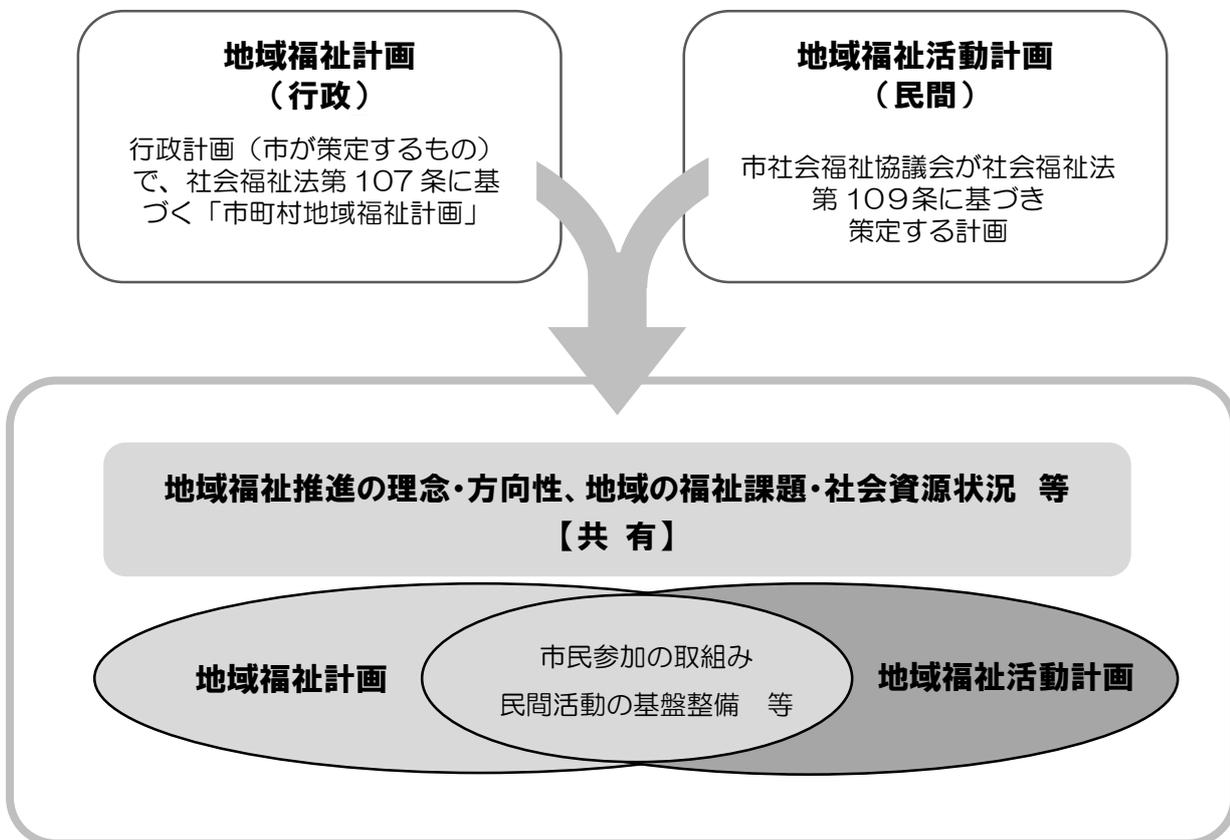
「湖南省地域福祉計画」は、湖南省総合計画に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取組みの方向等を明らかにした行政(市)の計画です。

一方、「湖南省地域福祉活動計画」は、住民や福祉活動を行う団体や事業者等が協働して地域福祉の推進に取り組むうえでの、住民等を主役とする具体的な活動を実践するために策定する民間(社会福祉協議会)による住民等の活動計画です。

地域福祉推進のための「基盤や仕組み」をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。

両計画は、湖南省の地域福祉の推進を目的として、行政と社会福祉協議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性の下で湖南省の地域福祉を推進していくものとします。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係イメージ図



2 計画の期間

計画期間は令和9年度を初年度とし、目標年次を令和13年度とする5年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
湖南省総合計画	後期基本計画				前期基本計画					
湖南省地域福祉計画・地域福祉活動計画	湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画				湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画					
成年後見制度利用促進計画	第1次				第2次					
再犯防止推進計画	第1次				第2次					
湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8期	第9期			第10期(予定)					
湖南省障がい者計画	第3次				第4次(予定)[~R14]					
湖南省障がい福祉計画	第6期	第7期			第8期(予定)					
湖南省障がい児福祉計画	第2期	第3期			第4期(予定)					
湖南省子ども計画	第2期			第3期						
健康こなん21計画	第2次			第3次						
湖南省自殺対策計画	第1期			第3次						
湖南省国民健康保険保健事業推進計画	第3期	第4期								
甲賀圏域権利擁護支援推進計画	第1期				第2期					

3 計画の策定体制

(1) 市民等の意見集約について

①市民・関係団体・事業所等アンケートの実施

市民(中・高校生を含む)アンケートを実施します。また、湖南市内で活動している団体、事業者、民生委員・児童委員、区長やまちづくり協議会会長等に対してもアンケートを実施し、得られた意見等を整理し計画策定のための基礎資料とします。

②市民懇談会の開催

4つの中学校区ごとに市民懇談会を開催し、地域で生活・活動する市民目線での地域の現状や課題についての意見をお伺いし、計画へ反映します。

③パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、計画などを素案の段階で公表し、市民の皆さんのご意見を募集するものです。本計画においても実施を予定しています。

(2) 協議・検討について

策定委員会の設置

幅広い関係者の参画により、総合的かつ効果的に地域福祉を推進する計画となるよう、学識経験者、福祉関係者等により検討を行います。策定委員会は計7回を予定しています。

資料3

湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュール

	計画策定委員会	調査・懇談会・パブリックコメント	計画策定	議会
令和7年6月				計画策定着手の報告
7月	公募委員募集			
8月				
9月				
10月				
11月	第1回策定委員会 (計画の基本的な考え方、策定スケジュール、アンケート調査について、ほか)			
12月		アンケート調査実施		
令和8年1月		集計・分析		
2月		↓		
3月		アンケート結果の公表		
4月	第2回策定委員会 (統計から見る市の現状、骨子案作成)		骨子案作成	
5月			↓	
6月	第3回策定委員会 (取組み状況と課題のまとめ、骨子案作成)	市民懇談会(4会場)		
7月		↓		
8月	第4回策定委員会 (計画骨子、理念・施策体系・重点施策)	↓	↓	
9月		分析	計画素案作成	
10月	第5回策定委員会 (計画素案)		↓	
11月				
12月	第6回策定委員会 (計画素案・パブコメ要領)		↓	パブリックコメント実施の報告
令和9年1月		パブリックコメント実施	最終計画書作成	
2月	第7回策定委員会 (パブコメ結果報告、計画案)			
3月				議会上程

別紙 1 - 1

○湖南省地域福祉計画策定委員会運営規則

平成25年 3 月28日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖南省附属機関設置条例（平成25年湖南省条例第8号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、湖南省地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務について調査及び検討し、意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者又は福祉事業に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 条例第3条第2項に基づき、特定又は専門の事項について調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、検討結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉計画の策定及び推進に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成30年規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

社会福祉法人湖南省社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人湖南省社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉活動計画を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営その他必要な事項について定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画(案)の策定
- (2) その他策定に必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、20人以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者又は福祉事業に従事している者
- (3) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 計画策定に必要な調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は委員長が指名し、委員長が招集する。

3 部会は次のことを行う。

- (1) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との連携事項の調査
- (2) 湖南省における地域課題の現状、調査および分析
- (3) その他委員会からの付託事項

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別紙 2

○附属機関等に関する基本指針

平成28年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この指針は、附属機関等の設置において、市の意思形成過程の透明性の向上と公正の確保を図り、市民の市政への参画を促進するため、委員募集においてはできる限り公募等を行うこととし、その附属機関等に関する基本指針を定めるものとする。

(定義)

第 2 この指針において附属機関等とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

(2) 附属機関以外の組織

前号に規定する附属機関に該当しない組織で、有識者や市民から意見を聴取し、市政に反映することを主な目的として本市が設置するもの。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの

イ イベント等の実施を目的に組織するもの

ウ 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの

エ 本市の職員のみで構成するもの

オ その他この指針の対象として適当でないもの

(附属機関等の設置及び統廃合)

第 3 附属機関等の設置については、その設置目的を明らかにし、最も効率的な設置方法を検討するとともに附属機関等によることが最適かどうかについても検討するものとする。

(1) 法令により必置とされている場合を除き、審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれていない場合又は既存の附属機関等の所掌することが適当でない場合に限り、附属機関等を新たに設置することができるものとする。なお、臨時的に設置する附属機関等は、設置期限を定めるものとする。

(2) 類似、同種の機能を持つ附属機関等は、統合を図ることとする。

(3) 次の附属機関等は、法令により必置とされているものを除き、原則として廃止する。

ア 既に設置目的が達成されたもの

イ 社会経済情勢の変化等により審議事項そのものが減少するなど設置の必要性が低下しているもの

ウ 実質的な付議案件が少ないなど設置効果の乏しいもの

エ 過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも少ないなど活動が不活発なもの

オ 附属機関等を設置するまでもなく、一般的な行政事務処理によって対応可能なもの
(委員の選任)

第4 附属機関等の委員の選任は、附属機関等ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任するものとする。

(委員の構成)

第5 委員の構成については、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 女性の参画率については、湖南省審議会等への女性委員の参画の促進に関する取扱要領(平成16年湖南省訓令第26号)第3条に規定する割合を達成できるよう努めるものとする。
- (2) 市議会議員、市職員については、法令の定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (3) 公正かつ幅広く意見等を聴取するため、できるだけ同一人が多数の委員を兼ねないように努め、委員を関係団体から選任する場合は、特定の者に限らず広く構成員の中から推薦を受けるように努めるものとする。また、幅広い年齢層からの選任に努めるものとする。

(委員の公募)

第6 附属機関等の委員を公募するに当たっては、各部署が別に定める附属機関等の委員公募要領に基づき実施するものとし、応募資格のある者は、原則として次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。なお、第1号から第3号までに規定する要件は、委員に委嘱しようとする日又は依頼する日を基準とする。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 本市に住所、勤務先又は通学先を有すること。
- (3) 国又は地方公共団体の職員又は議会の議員でないこと。
- (4) 応募日現在において、本市の附属機関等の委員でないこと。
- (5) その他市長が必要と認める要件。

2 次のいずれかに該当するときには、公募を行わないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により委員となるべき要件が制限されているとき。

- (2) 行政処分に関する審議等を行うとき。
- (3) 専ら高度、専門的な知識を有する事案の審議等を行うとき。
- (4) 委員を迅速に選任する必要があるとき。
- (5) 附属機関等の設置目的及び所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められるとき。

3 委員の公募については、原則として次の各号に掲げる事項を広報紙、市ホームページ等を活用し、広く周知を図るものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 所掌事務、意見聴取事項
- (3) 報酬、謝礼
- (4) 任期
- (5) 募集対象
- (6) 募集人数
- (7) 応募方法
- (8) 募集期間
- (9) 選考方法
- (10) 問い合わせ先
- (11) その他必要と認める事項

4 公募委員の選考については、原則として次の各号に掲げる方法の全部又は一部により行うものとする。なお、選考結果は、応募者全員に速やかに通知するものとする。

- (1) 作文
- (2) 面接
- (3) その他適当と認める方法

5 公募した結果、応募者がいない、定員に満たない、該当者がいないなどの場合には、所管課の判断によるものとする。

(会議の公開、非公開)

第7 会議の公開又は非公開の決定は、法令に定めのあるものを除き、附属機関にあってはその長が、附属機関以外の組織にあっては庶務を所管する課等の長が、それぞれその会議に諮って行うものとする。なお、決定をするに当たっては、湖南省情報公開条例（平成16年湖南省条例第10号）第7条各号及び第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合を除いて原則として公開するものとする。

- 2 附属機関等は、会議を開催する場合は、会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前までに市ホームページ等により市民に公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- 3 会議の公開は、傍聴及び結果の閲覧の方法により行うものとする。
- 4 会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、附属機関にあつてはその長が、附属機関以外の組織にあつては庶務を所管する課等の長が、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 5 会議の傍聴は、法令に定めのあるものを除き、原則として次の要領により行うものとする。
 - (1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び報道機関用の席を設けるものとする。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着又は抽選により傍聴を認める者を決定するものとする。
 - (2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会議の秩序の維持に努めるものとする。
 - (3) 傍聴を認めた者に対しては、会議資料（湖南省情報公開条例第7条各号及び第8条各号のいずれかに該当する情報が記載されている部分を除く。）を配布するものとする。
- 6 会議の結果の閲覧は、原則として次の要領により行うものとする。
 - (1) 閲覧に供すべき議事録又は会議概要を会議終了後速やかに作成する。
 - (2) 前号により作成した議事録又は会議概要について、市ホームページに掲載する。
 - (3) 会議の結果の閲覧の期間は、当該文書の保存年限とする。
- 7 附属機関等は、非公開とした会議についても、できる限り会議の概要等を公表するよう努めるものとする。
- 8 附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。